

経営について

2024年度より第7次中期経営計画がスタートし、中長期ビジョン『地震特化の強みを磨き、安心提供のNext Stageへ』の実現に向けた取り組みを推進しています。

[中長期ビジョン]

地震特化の強みを磨き、安心提供のNext stageへ

第7次中期経営計画では、自然災害の多発化・激甚化による脅威拡大、顧客本位・コンプライアンスの徹底、少子高齢化・価値観の変化やデジタルテクノロジーの急速な進化等、当社を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、以下のようにカテゴリー毎に主要施策を策定し取り組んでいます。

[制度] サステナブルでレジリエントな制度構築に向けたシンクタンク機能の発揮

[運用] 運用資産1兆円に向けた適切なリスクテイクによるリターンの向上

[平時] 地震災害に備える社会のレジリエンス向上への貢献（地震保険の普及と明るい防災・減災支援）

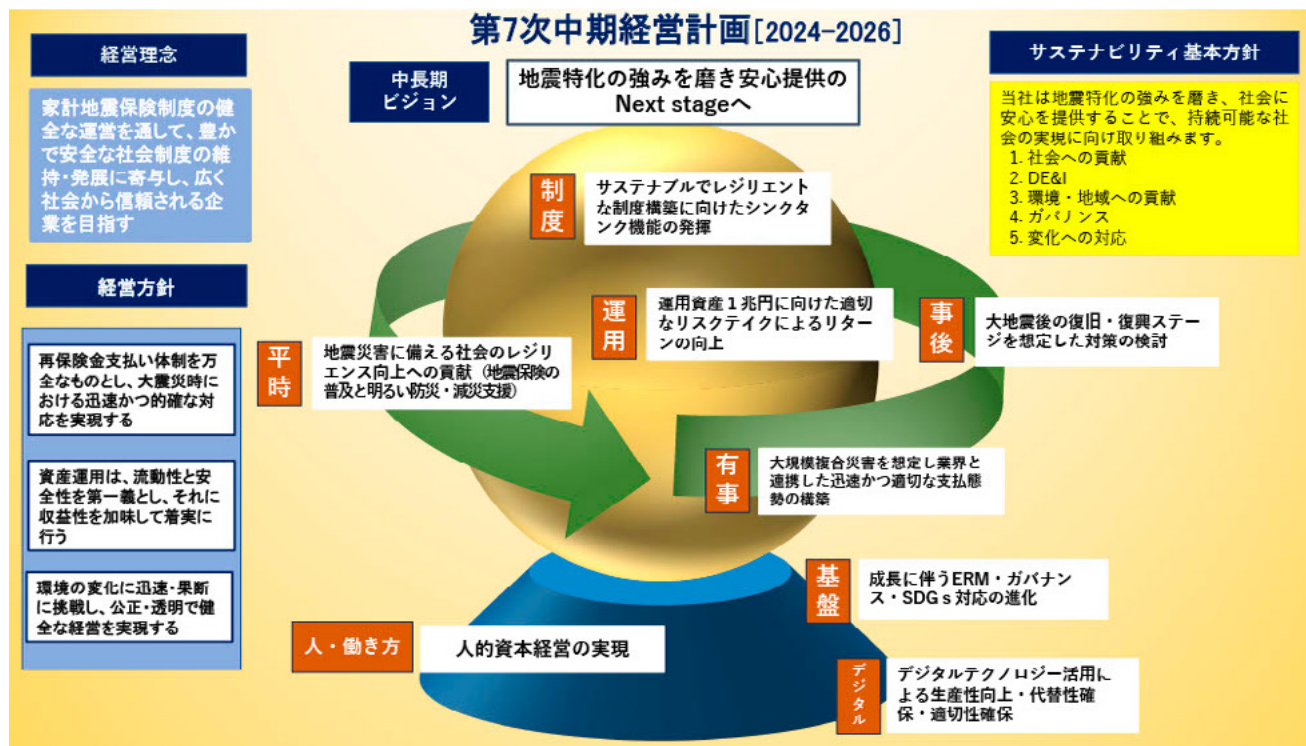
[有事] 大規模複合災害を想定し業界と連携した迅速かつ適切な支払態勢の構築

[事後] 大地震後の復旧・復興ステージを想定した対策の検討

[人・働き方] 人的資本経営の実現

[基盤] 成長に伴うERM・ガバナンス・SDGs対応の進化

[デジタル] デジタルテクノロジー活用による生産性向上・代替性確保・適切性確保



2026年度の経営施策を策定しました。

2026年度経営施策

第7次中期経営計画

2026年度経営施策

- 1** サステナブルでレジリエントな制度構築に向けたシンクタンク機能の発揮

特例措置終了を見据えた再保険スキームの構築のほか、制度の在り方の検討

 - ・特例措置後の地震保険制度の在り方や強靱化に向けた重要課題について、関係者と協議、検討を進めるとともに、特例措置終了後の具体的な事務プロセス検討等の社内準備を進める。

専門性向上による積極的な提言とネットワーク拡大によるハブ機能の発揮

 - ・社外関係先との継続的な意見交換、勉強会を実施できる関係性を維持・深化させるとともに、社内において専門知識共有や制度担当者の育成を進め、ハブ機能の発揮に向けた態勢を整備する。
- 2** 運用資産1兆円に向けた適切なリスクテイクによるリターンの向上

運用資産拡大に対応したリターン向上とリスク管理の高度化

 - ・1兆円を超え拡大した運用資産に対応した中期運用戦略に基づく資産運用計画を推進し、適切なリスクテイクによるリターンの向上を図る。
 - ・市場金利の動きに対する機動的なヘッジ手段の導入に伴う体制整備等の検討を進める。

多様化ポートフォリオの規模拡大とアクティブ型ポートフォリオの導入等による収益力の強化

 - ・多様化ポートフォリオは、安定的なリスクリターンを目指すため定めた資産構成比率を維持しつつ残高を積み増す。
 - ・限定的規模ながら、より収益性を重視したアクティブ型ポートフォリオの投資を開始する。
 - ・次期中計に向け、多様化ポートフォリオの資産配分、及び未経過保険料積立金の運用方針の発展的な見直しを行う。

ESG投資(SDGs取り組み含む)の推進

 - ・発行体とのIRでは、より地震対策強化の対話にフォーカスし、自治体等の投資先に先行事例等の最新情報をフィードバックしながら、協力を要請する。
 - ・国際的な枠組みの変化や当局・機関の最新動向を注視、把握し、変化に対応する。
- 3** 地震災害に備える社会のレジリエンス向上への貢献(地震保険の普及と明るい防災・減災支援)

行政、教育・研究機関や有識者等との連携を通じた「地震保険と防災・減災のつなぎ役」の発揮

IRエンゲージメントを通じた地震災害対策の働きかけ

明るくポジティブなコンテンツの発信を通じた理解促進及び意識啓発

業界と連携した取り組みの推進
- 4** 大規模複合災害を想定し業界と連携した迅速かつ適切な支払態勢の構築

大規模地震発生時の保険金支払いの迅速かつ適切な支払いに資する取り組みへの貢献

 - ・業界損害調査部門の各会議体への参画・連携により、業界で取り組む現行課題に当社立場から貢献する。

首都直下・南海トラフ地震の発生時を見据えた臨機応変な対応力の強化

 - ・震災対策委員会にかかる組織変更に伴う新体制での運営を円滑に行うとともに、BCP改善検討および演習を企画、実施する。

巨大地震後の査定費請求対応に向けた体制整備

 - ・巨大地震などの有事においても、現実的に査定費支払業務遂行を可能とする体制構築に向け、そのシステム開発を次年度から着手するための準備を進める。
- 5** 人的資本経営の実現

プロフェッショナルでプロアクティブな社員集団の形成と人事制度(給与・評価)等の活用による好循環

 - ・人材の流動性が高まる中、持続的成長に向けて優秀人材のリテンションとより能力や貢献度を重視した人事制度を整備する。

DE&Iと充実のワーク・ライフによるウェルビーイング向上

 - ・多様な社員が活躍できる心理的安全性の高い職場環境を構築する。
- 6** 成長に伴うERM・ガバナンス・SDGs対応の進化

適切なリスクテイクを支えるERMの高度化

 - ・ESR規制への対応を期限通りに適切に完了する。
 - ・環境変化を踏まえたリスク管理態勢の整備に向けて、金利スワップの導入検討や資産運用リスクについて適切なリスク管理手法や態勢を整備する。

リスクベース監査から経営監査への進化

 - ・ガバナンス体制について規程遵守に留まらず、現場が自ら間違いに気づき、正せるような組織の自浄作用の向上を目指す。

事業活動を通じたSDGs推進に加え、GHG排出量削減目標の設定及び削減に向けた具体策の立案・推進

 - ・社会情勢や当社の規模・事業特性等を踏まえたGHG排出量の中長期的削減目標を設定し、継続的なGHG排出量計測を行う。
 - ・サステナビリティに関し社員が自律的な思考と行動をとる環境を整える。

経理・ワークフローシステムの更改

 - ・業務効率性や内部統制の高度化等を踏まえた経理システム等の見直し検討を行う。

企画機能と社内外連携機能の強化

 - ・各種経営施策の推進・進捗管理、主要関係先との連携強化、社内の情報連携強化に向けて企画機能を強化する。
 - ・事業環境の変化やステークホルダーからの期待を踏まえた次期(第8次)中計を完成させる。

業務適正化に向けた再発防止策の策定・実行の進捗管理

 - ・適正な業務運営を実現に向けた再発防止策を着実に実施する。
- 7** デジタルテクノロジー活用による生産性向上・代替性確保・適切性確保

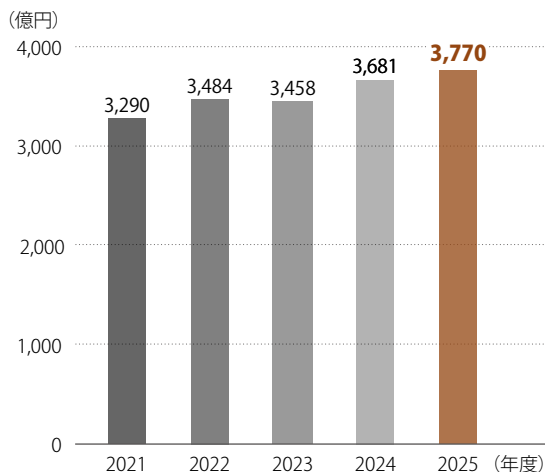
ITリテラシーの継続的向上とデジタルトライアルの継続的实施

 - ・次期システム基盤に関する検討、及び構築を進める。
 - ・現行基盤の継続性の維持及びユーザーの利便性向上に向けた各種改善を行う。
- 8** 地震保険制度60周年記念行事の検討・準備

 - ・2026年の地震保険制度創設・当社創立60周年を迎えるにあたり、制度の普及や防災意識の向上、当社取り組みの情宣を踏まえた記念イベントを実施し、地震保険の普及促進の取り組みを新たなステージに押し上げるためのキックオフの機会とする。

代表的な経営指標等

受再正味保険料

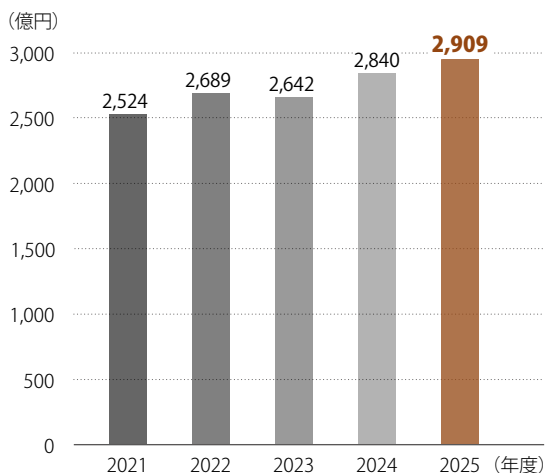


3,770 億円

受再正味保険料＝受再保険料－解約返戻金・
その他返戻金

受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計）から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。

正味収入保険料

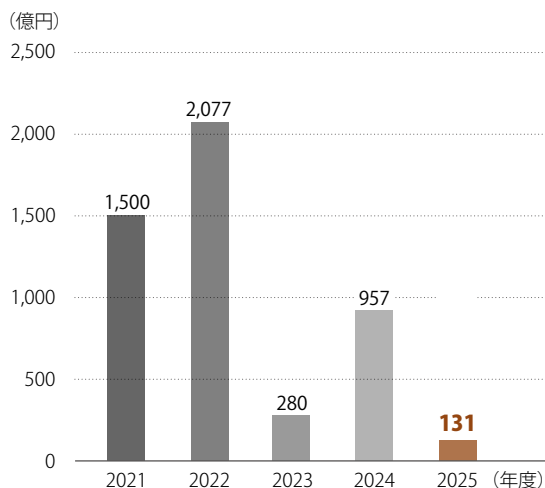


2,909 億円

正味収入保険料＝受再正味保険料－支払再保険料

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料（受再正味保険料）から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料（支払再保険料）を控除したものです。

正味支払保険金



131 億円

正味支払保険金＝受再正味保険金－回収再保険金

正味支払保険金とは、受再契約により各損害保険会社から支払った保険金（受再正味保険金）から出再契約により政府・各保険会社から回収した再保険金（回収再保険金）を控除したものです。

保険引受利益・経常利益・当期純利益

保険引受利益はありません。

地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

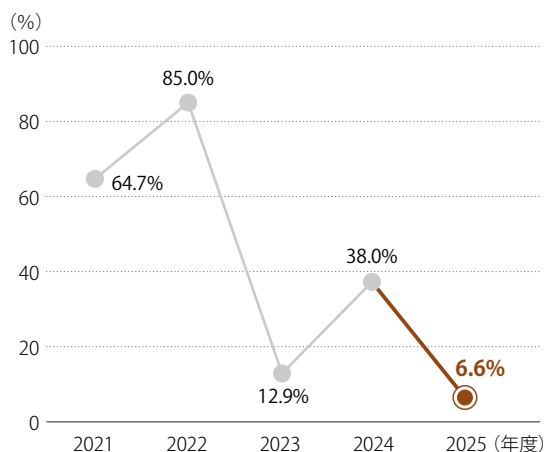
経常利益＝経常収益－経常費用
当期純利益＝経常利益±特別損益±法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。

当期純利益とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなる仕組みとなっています。

正味損害率

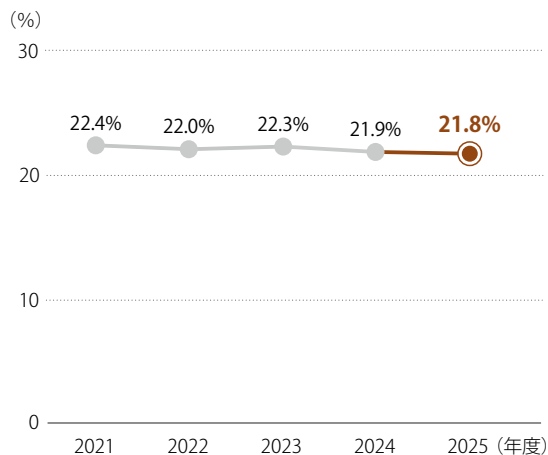


6.6 %

正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

正味事業費率

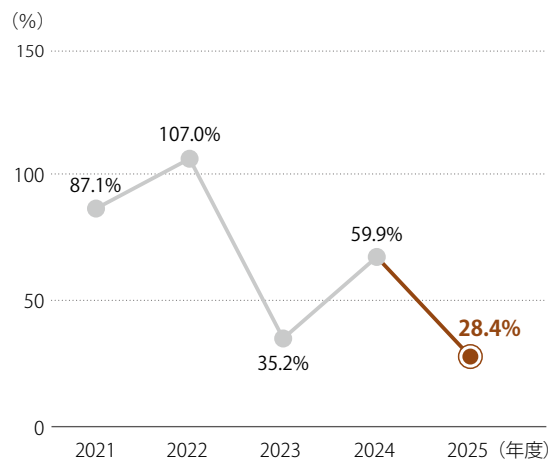


21.8 %

正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び
一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷
正味収入保険料

正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持
管理等のために支出した費用の割合を示したものをい
います。

コンバインド・レシオ

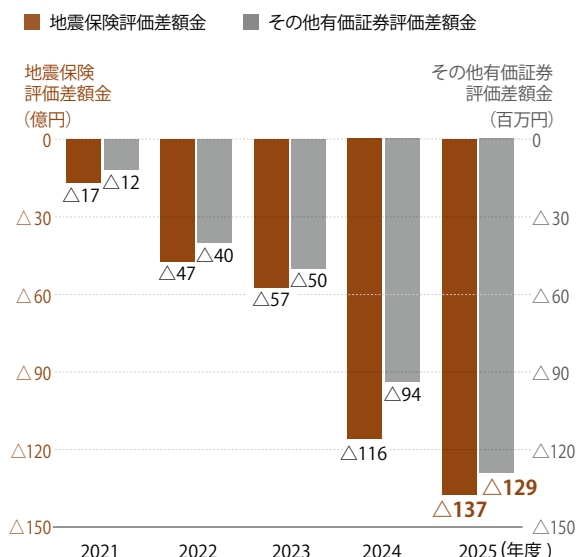


28.4 %

コンバインド・レシオ = 正味損害率 + 正味事業費率

コンバインド・レシオとは、損害保険における収益力を
示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、
この値が低いほど収益力が高いといわれています。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

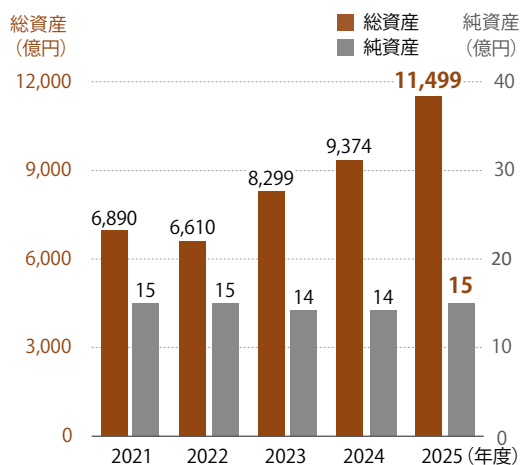


保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額（評価差額）が発生します。

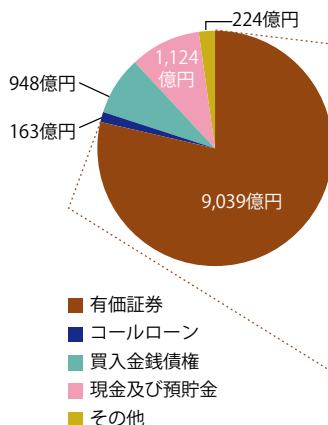
地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式により定められています。

その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

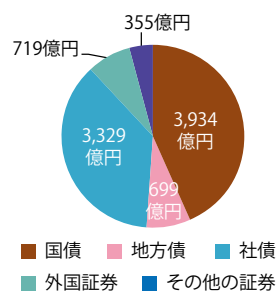
総資産・純資産



総資産の内訳



有価証券の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金及び預貯金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、流動性と安全性の高い、高格付けの債券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		252,468 (8.4%)	268,987 (6.5%)	264,288 (△1.7%)	284,093 (7.5%)	290,926 (2.4%)
正味支払保険金 (対前期増減(△)率)		150,088 (1,373.2%)	207,758 (38.4%)	28,092 (△86.5%)	95,737 (240.8%)	13,192 (△86.2%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		254,971 (8.8%)	413,488 (62.2%)	270,125 (△34.7%)	350,878 (29.9%)	304,016 (△13.4%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		254,970 (8.8%)	413,487 (62.2%)	270,124 (△34.7%)	350,877 (29.9%)	303,485 (△13.5%)
経常利益／経常損失(△) (対前期増減(△)率)		1 (63.3%)	0 (△44.3%)	0 (19.9%)	1 (77.6%)	530 (33,530.7%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)		1 (351.4%)	0 (△83.9%)	0 (61.3%)	1 (174.5%)	145 (13,551.5%)
正味損害率		64.7%	85.0%	12.9%	38.0%	6.6%
正味事業費率		22.4%	22.0%	22.3%	21.9%	21.8%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		594 (△21.0%)	778 (30.9%)	1,375 (76.8%)	3,535 (157.0%)	6,924 (95.9%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.10%	0.13%	0.19%	0.42%	0.67%
資産運用利回り(実現利回り)		0.14%	0.09%	0.02%	0.13%	0.45%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,529	1,501	1,491	1,448	1,559
総資産額		689,022	661,059	829,925	937,437	1,149,987
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		520,665 (1.4%)	643,330 (23.6%)	749,633 (16.5%)	927,215 (23.7%)	1,134,738 (22.4%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		231,150 (△3.6%)	333,368 (44.2%)	430,982 (29.3%)	591,077 (37.1%)	782,208 (32.3%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		457,705 (25.1%)	452,280 (△1.2%)	574,140 (26.9%)	740,548 (29.0%)	903,907 (22.1%)
単体ベースのソルベンシー・マージン比率		－	－	－	－	－
1株当たり純資産額		769円30銭	755円24銭	750円23銭	728円57銭	784円45銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		0円75銭	0円12銭	0円20銭	0円54銭	73円42銭
配当性向		－%	－%	－%	－%	－%
従業員数		30名	30名	31名	30名	34名

(注) ソルベンシー・マージン比率は、2026年3月期決算から「経済価値ベース」による新しい制度となりました。
適用初年度である2026年3月期ソルベンシー・マージン比率については、2026年10月末までに当社ホームページにて開示します。

事業の概況

■ 事業の経過及び成果等

2025年度の我が国経済は、各国の通商政策等の影響による弱めの動きが一部に見られるものの、全体としては緩やかな回復基調にあります。また、基調的な物価上昇率が中長期的に高まっていくとの見方から、日本銀行が追加利上げや長期国債買い入れ減額を決定したこと等を背景に国内金利は上昇しました。

地震災害においては、2025年12月に発生した青森県東方沖地震等はありませんでしたが、支払保険金は限定的な規模に留まりました。ただし、マグニチュード8-9クラスの巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況は変わっておりません。

このような情勢の中、2025年度も引き続き、前年度にスタートした第7次中期経営計画に基づき「サステナブルでレジリエントな制度構築」、「適切なリスクテイクによるリターンの向上」、「大地震を想定した適切な支払態勢の構築」及び「地震災害に備える社会のレジリエンス向上（地震保険の普及促進）」等に取り組んでおります。また、これらの施策遂行を支える経営基盤の強化として「人的資本経営の実現」、「ERM・ガバナンス・SDGs対応の進化」、「デジタルテクノロジー活用」にも注力しております。

■ 事業成績概況

正味収入保険料は、2024年10月火災保険料率改定による反動減の影響で伸び率は鈍化したものの、前年比2.4%増の2,909億円となりました。

正味支払保険金並びに損害調査費は、大きな地震被害がなかったことを主因に、それぞれ前年比86.2%減の131億円、前年比52.3%減の58億円となりました。

資産運用益は、運用資産の増加及び国内金利上昇に伴う利息収入の増加を主因に前年比で大幅に改善し41億円となりました。なお、当社の資産運用方針は流動性と安全性を第一義とし、外貨建債券の購入にあたって、高水準の為替ヘッジを行っています。

上記の結果、危険準備金積増額は、前年比19.4%増の1,911億円で過去最高となり、危険準備金残高は7,822億円と順調に増加しました。この危険準備金に未経過保険料積立金を加えた結果、責任準備金は1兆1,347億円と、当社として初めて1兆円を超えました。

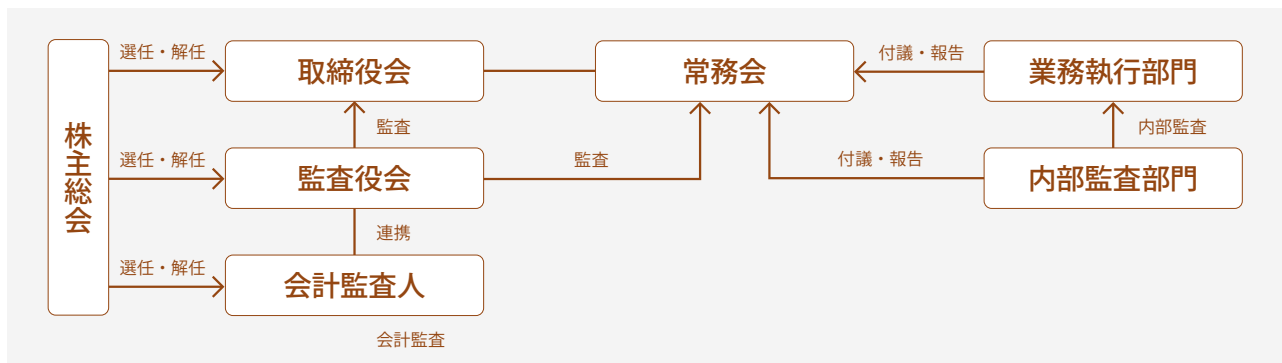
なお、当期純利益は、繰延税金資産の計上初年度の一時的な利益の押し上げにより、前年比大幅増の1.4億円となりました。

■ 対処すべき課題

事業成績概況のとおり、2025年度は危険準備金が着実に積み上がり、運用資産残高も1兆円を突破いたしました。今後も、高まる地震リスクの動向や投資環境の変化を捉えながら、巨大地震時の迅速かつ適切な支払態勢の確保に努めるとともに、防災・減災支援や環境問題などの社会課題等への取り組みも進めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



内部統制システムに関する基本方針及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。
- (3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。
- (4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (5) 上記の活動は定期的に取り締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。
- (6) 当社が保有する情報資産について「情報セキュリティ基本方針」を定め、適切に管理する体制を整備する。
- (7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。

- (8)「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。
- (9)「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (10)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1)「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2)リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取締役会、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。
- (3)「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。
- (4)震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。
- (5)「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2)取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3)取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。
- (4)「システム管理基本方針」に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関としてシステム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号、3号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。
- (3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ② 重大なコンプライアンス違反
 - ③ 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ④ その他上記に準ずる事項
- (4) 取締役（非常勤取締役を除く。）及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項5号)

いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。
- (3) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

当該体制の運用状況の概要については次のとおりです。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)	(1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。 (3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。 (4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。 (5) 上記の活動は定期的に取締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。 (6) 当社が保有する情報資産について「情報セキュリティ基本方針」を定め、適切に管理する体制を整備する。 (7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。 (8) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。 (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。	(1) ～(2) 「コンプライアンス行動規範」を制定し、その行動規範に基づき「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、管理・企画部を統括部門としてコンプライアンス・プログラムを策定して教育活動を行っている。当年度は、全役職員を対象とした社内勉強会、部門別の意見交換会等を実施した。また、適時、コンプライアンス委員会を開催し助言を得ている。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」に報告基準、報告ルート等の報告ルールを明確に定めるとともに、社内外の相談窓口を設置している。役員及び社員には、その利用について相談窓口を記載したカードの配付等を通じて周知している。 (4) 「内部監査規程、同細則」を定め、担当する組織として監査室を設置している。監査室は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」に基づき、全部門を対象に内部統制状況等の定例監査及び監査重点項目の監査を実施し、その適切性と有効性に問題ない事を確認している。 (5) 上記(1)～(4)の活動は、規程に従い、定期的に取締役会及び常務会に報告し、ホームページ、ディスクロージャー誌に開示している。今年度はシステム及び経理関連業務において承認手続き漏れ等のガバナンス上の不備が判明したことから、原因分析や再発防止策を2025年9月の常務会及び取締役会に報告するとともに、再発防止策の実施状況を2025年10月及び2026年1月の常務会に報告した。 (6) 「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティに関する規程等を整備するとともに、規程等に基づき情報セキュリティ管理状況の点検や情報資産分類表の更新を行う等、情報資産を適切に管理する体制を整備している。 (7) 個人情報の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、個人情報に関する各法令及びガイドライン等に基づき、社内規程等を整備するとともに、規程等に基づき、個人情報の管理状況を点検する等、適正な取り扱いが行われる体制を整備している。 (8) 管理・企画部を担当部署とし、担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取り、また、当該取引の有無を管理・企画部に報告することとなっている。当年度は該当する取引はなかった。 (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保することとしている。また警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築している。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(10) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。	(10) 「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その運用状況について取締役会において定期的に確認するとともに、本方針の見直しを含め継続的に内部統制の改善を図っている。また、内部統制システムの運用状況の概要については事業報告に記載している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。	「取締役会規程、常務会規程」及び「稟議・報告規程、文書取扱規程」等に基づき保存及び管理を行っている。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)	(1) 「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。 (2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取締役会、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。 (3) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。 (4) 震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。 (5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う	(1) 年次のリスク管理計画を策定し、統合的リスク管理の枠組みの中で具体的に実施する事項等を定めた。また、リスク管理の状況については、規程、計画等に従い、定期的に取締役会、常務会に報告している。 (2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を管理・企画部とし、リスク管理関連規程に基づき会社経営に重大な影響を及ぼし得る資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク等について管理している。また、適時、リスク管理委員会を開催し助言を得ている。 (3) ～(4) 「震災対策規程」を定め、震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を業務部とし活動を行っている。震災対策委員会を適時開催し助言を得ながら、当年度は震災対策演習計画に基づく演習を実施し有事における業務態勢の強化を図った。さらに、近年のインターネットバンキングやリモートアクセスによる業務遂行等の定着状況から、震災対策の主眼が初動対応や全社的なリソース調整及び体制構築等のコーディネートに移りつつある状況を踏まえ、より一層の有事の実効性を高められるよう、当震災対策統括部門の所管を次年度より部門間の横串機能を有する管理・企画部に移すこととした。 (5) 「危機管理基本方針」を制定し、具体的な対応策として大震災には震災対策規程、震災対策マニュアル、新型インフルエンザ等については新型インフルエンザ等対策マニュアル、不祥事・個人情報漏えい等には危機対応マニュアルを定めている。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)	(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。 (2) 取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。	(1) 当年度は取締役会を7回開催し、法令または「定款」、「取締役会規程」に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行った。 (2) 「常務会規程」に基づき常務会を設置し、常務会は、原則として毎月開催している。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。 (4) 「システム管理基本方針」に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関としてシステム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。	(3) 各種規程等の改定を適時行い、職務権限見直しを行っている。また当年度の取締役会、常務会において、規程等に則り、計算書類等の承認、地震保険成績、資産運用状況、リスク管理状況、内部監査結果等の審議及び報告を行った。 (4) 「システム管理基本方針」に基づき「システム管理規定」、「システム管理細則」を定め、ITガバナンス態勢の構築、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図っている。また、システム担当役員は、適時システム委員会を開催し各部長等より助言を得ている。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)	親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。	(該当なし)
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)	監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。	「監査役会規程」において、内部監査部門の長である監査室長が監査役会の事務局業務を担うことが定められており、「事務分掌・職務権限規程」において、監査室の事務分掌に監査役の補助業務が明示されている。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項2号、3号)	(1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。 (2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。 (3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。	(1) 「監査役会規程」等における補助者の業務に関する規定に基づき、監査役は補助者に対し適時指示・命令を行っている。 (2) 常勤監査役は、補助者の人事異動等について事前の報告を受け、同意している。 (3) 監査室は、監査役の命を受けた補助業務に従事するとともに、必要な情報の収集権限を有している。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項4号)	(1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。 (2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。 (3) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。 ① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実 ② 重大なコンプライアンス違反 ③ 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項 ④ その他上記に準ずる事項	(1) 常勤監査役は、「取締役会規程」、「常務会規程」等に基づき今年度開催された取締役会、常務会、各種社内重要会議に出席し、業務執行状況を監査している。 (2) 常勤の各取締役は、取締役会及び常務会に出席し、随時担当する業務の執行状況を報告している。 (3) 「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスに関する報告ルートが整備されており、監査役に報告する体制となっている。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(4) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。	(4) 統括部門である管理・企画部から、定期的に社外及び社内相談窓口へ寄せられた相談件数の報告を行っている。また、常勤監査役は、監査役会に定期的に報告している。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する体制となっている。当年度は、重大な法令及び定款違反等による当社に損害を及ぼすおそれがある事項等の報告はなかった。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項5号)	いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。	監査役への報告者に対する不利益な取扱いが行わない体制となっている。 当年度は不利益な取扱いとする事例はなかった。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)	(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。 (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。 (3) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。	(1) 当年度は該当する費用は発生していない。 (2) 当年度は該当する費用は発生していない。 (3) 管理費予算において経費を計上する体制となっている。
11. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)	(1) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。 (2) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。	(1) 株主総会で選任された監査役の全員が社外監査役である。 (2) 監査役は、「監査役会規程」「監査役監査規程」並びに監査役会が決定した「2025年度監査方針並びに監査の計画及び方法」に沿って実効的な監査を行っている。また会計監査人とは緊密な連携を図っている。 (3) 代表取締役との意見交換会を開催し、職務執行状況を監査するとともに、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めている。

危機管理基本方針

当社は、あらゆる危機が発生した場合に備えて、人命の安全と重要業務の安定的な運営を確保し、当社の社会的責任を果たすため、危機管理基本方針を策定し危機対応を行っています。

1. 基本方針

危機発生時の対応にあたっては次の理念、基本方針を念頭に置くこと。

(1) 「危機管理の定義」

危機管理とは、危機発生時に当社がその危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や活動を行うことの総称である。

(2) 危機管理の理念

① 企業の社会的責任を果たす。

- a. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全確保。
- b. 主要業務（元受各社への的確な再保険金の支払等）の早期復旧と継続。

② 企業の社会的信用を確保する。

- a. 取引先などに悪影響を及ぼさない。
- b. 地域社会に対して、企業としての責務を果たす。
- c. 各種対応の際は、常に人道面での配慮を優先させる。

(3) 危機管理の基本方針

- ① 事業活動に支障となる悪影響に対し、可能な限り被害を極小化すること。
- ② 各種対策の継続的な改善を図ること。
- ③ 重要業務の安定的な運営を確保するため実効的な体制整備に努めるとともに、損害保険各社、日本損害保険協会及び政府と緊密に連携をとりつつ対応する。

2. 基本対応

(1) 想定する危機

想定する危機は、内閣府「事業継続ガイドライン第一版 解説書」のリスク事例とする。

(2) 対応策

① 大震災（震災対策規程）

- a. 大震災の発生に当たり、大量の再保険金支払をはじめとする当社業務が万全に遂行されることを目的として、その基本対策、対応を定める。
- b. 震災対策に関する統括部門を管理・企画部とし、防災計画、緊急時の対応及び再保険金の支払計画等を作成する。
- c. 大震災が発生した場合に震災対策本部を設置し、業務の復旧、再保険金の支払等の対策を実施する。
- d. 大震災が発生した場合の対応要領（震災対策マニュアル）を策定する。

② 新型インフルエンザ（新型インフルエンザ等対策マニュアル）

- a. 新型インフルエンザのパンデミック（世界的大流行）の各発生段階における事業継続に関する対応を定める。
- b. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
- c. 新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（政府による第二段階宣言がなされた場合）
- d. 政府の宣言を受けた場合は、各段階に対応した業務継続レベルを決定するとともに、感染拡大防止に努める。

③ 不祥事・個人情報漏えい等（危機対応マニュアル）

- 大震災、新型インフルエンザ以外の危機対応の基本姿勢及び不祥事の発生、個人情報の漏えい等の発生時における危機対応行動計画を定めた「危機対応マニュアル」に基づき対応する。
- a. 危機対応の基本姿勢を定める。
 - b. 不祥事が発生した場合には、直ちに対策本部を設置するなど危機対応を行う。
 - c. 当社保有の地震再保険に係る個人データの漏えい、紛失等が発生した場合には、直ちに対策本部を設置し、被害拡大及び二次被害の防止のための危機対応を行う。

ITガバナンス態勢強化の確立

企業を取り巻くシステム環境は日々大きく変動し、システムが業務遂行に不可欠な基盤となっている一方で、東日本大震災を契機とした事業継続計画（BCP）対策に加え、サイバー犯罪増加への対応など日々新たに発生する課題への対処が必要となっています。

また、システム投資や情報セキュリティ対策費用の増大傾向から経営にとってもITガバナンスの重要性がますます増している状況です。

当社では、当社システムの情報セキュリティを確保しつつ、内外の環境変化に対応できるように、情報化計画からシステム構築、運用までを適切に管理できる態勢を構築し、事業目標の達成を確実にすることを目的に「システム管理基本方針」を策定しています。

情報セキュリティ基本方針

当社が保有している経営に係る情報及びその情報を記録しているコンピュータシステムの情報に係る資産を、漏えい、紛失、改ざん及び消失等の脅威から保護するため、情報セキュリティに係る基本方針及び保護すべき情報資産を明確にした「情報セキュリティ基本方針」を定めています。また、「情報セキュリティ管理規程」等の規則集を定め、情報セキュリティ管理を行っています。

情報開示基本方針

当社は、家計地震保険の再保険専門会社として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、当社の情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、会社法、保険業法で開示が定められた情報について、当社の実態を認識・判断できるようにわかりやすい開示を行っていきます。また、それ以外の情報に関しましても皆さまのお役に立つ情報については自主的に開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、皆さまに情報開示を行っていきます。

環境方針

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を発揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組めます。

1. 資源・エネルギーの効率的利用

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

2. 環境関連法規等の遵守

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

3. 環境マネジメントシステムの推進と環境汚染の防止

環境マネジメントシステムを構築し、目的・目標を設定して取組み、継続的改善を図るとともに、環境汚染の防止に努めます。

4. 啓発の推進

環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進し、環境保護に努めます。

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針（コンプライアンス行動規範）

- (1) 法令等の遵守
法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 透明性の高い経営
企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。
- (3) 情報管理の徹底
業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏えいの防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。
- (4) 人間尊重
社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。
- (5) 環境問題と社会貢献活動の取組
「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。
- (6) 反社会的勢力の排除
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため管理・企画部がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム（実施計画）を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修及びコンプライアンスに関するヒアリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のために管理・企画部に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、管理・企画部を担当部署とし、管理・企画部担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

社員行動指針

「社員行動指針」は、経営理念、経営方針を実現するために、社員全員が共通した意識を持って仕事に取り組むための考え方です。

1. 社会的使命を認識し、地震保険制度の発展に貢献します

社会的使命の重みを認識し、公正な視点と誠実な行動を通じて、積極的に制度の発展に貢献します。

2. 個人の多様性を尊重し、チーム力を高めます

個性や考え方の多様性を認め、個々の能力を活かすことで相乗効果を生み出し、チームの力を高めます。

3. 自らの役割と責任を理解し、着実に業務を遂行します

地震再保険専門会社の一員としての期待と信頼にこたえるため、一人ひとりが担当する業務に責任を持って取り組み、着実に業務を遂行します。

4. 新しい視点で、課題にチャレンジします

常に問題意識を持って自己研鑽に努め、互いに切磋琢磨し、新しい発想、柔軟な考え方で課題にチャレンジします。

5. “たのしむ”姿勢を大切に、いきいきと働きます

“たのしむ”姿勢は、集中力や持続力のアップにつながり、活力のある職場環境の礎になります。何事にも明るく、前向きに、いきいきと働きます。

個人情報保護

当社は、情報資産の適切な保護に努めていますが、特に、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役員・社員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ (<https://www.nihonjishin.co.jp>) で公表しています。

プライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」、その他の法令ガイドライン及び一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

※本方針における「個人情報」及び「個人データ」とは、個人番号及び特定個人情報を除くものをいいます。

- 事業者の名称・住所・代表者の氏名
会社概要をご参照ください。
- 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
当社は、他の保険会社等から提供された再保険金請求データ等により個人情報を取得します。
- 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、次のとおりホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。
①地震保険に係る再保険業務及びこれらに付帯・関連する業務を行うため
②地震保険に係る調査・研究のため
③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。
- 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得
(1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
・法令に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合
(2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのようなに当該データを取得したか等)について確認・記録します。
- 個人関連情報の第三者への提供
(1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをして、当該情報を提供しません。
(2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。
- 個人データの取り扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関わる業務を外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関わる業務を委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託することがあります。
・損害査定費の支払いに関わる事務
・情報システムの保守・運用に関わる業務
- センシティブ情報の取り扱い
当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・法令等に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 特定個人情報の取り扱い
当社は、個人番号及び特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を第三者に提供しません。個人番号及び特定個人情報の取り扱いについては、このほか、6, 10, 11, 14をご覧ください。
- ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。
- 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記14のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。
開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確であることが判明した場合は、その結果に基づいて正確なものに変更いたします。
- 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データ、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号及び特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。
安全管理措置に関するご質問については、下記14のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
- 外国における情報の取扱い
当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたって、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。
① 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。
a. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
b. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無
② 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。
③ 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。
④ 海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記14のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
- Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供
Cookie(クッキー)とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術を利用して、閲覧した方の情報を保存・利用することがあります。
- お問い合わせ窓口
当社は、個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いや、保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、次のお問い合わせ先までお問い合わせください。

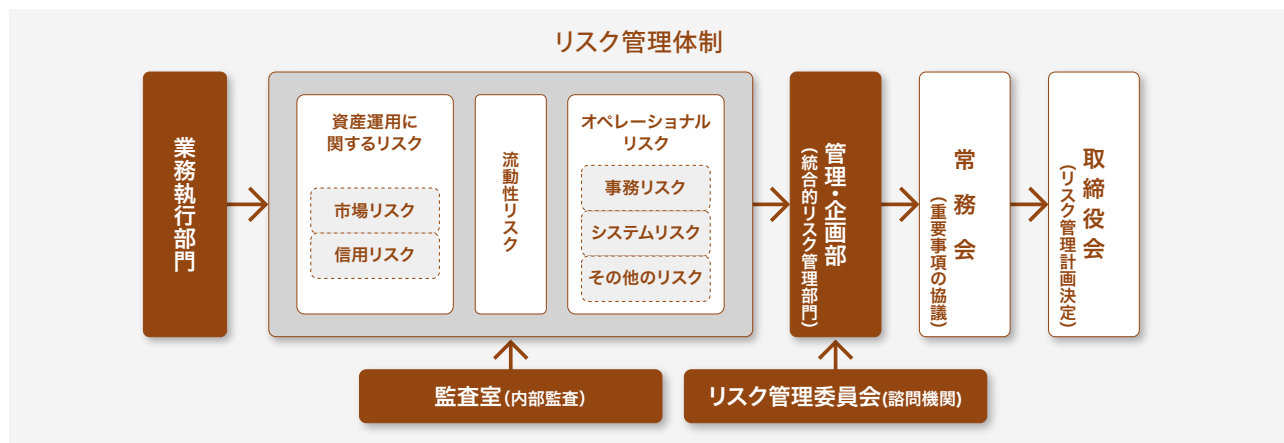
<お問い合わせ先>
日本地震再保険株式会社 管理・企画部
所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4F
電 話 03-3664-6078
(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電 話 03-3255-1470
(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

当社は、経営の健全性、安全性を確保するため、リスク管理を適切に実行する態勢を整備しています。リスク管理の組織体制や重要な事項については、「統合的リスク管理規程」に定め、個別のリスクである資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについては各々のリスク管理規程または年次のリスク管理計画に具体的な管理方法を定めています。これらのルールに基づき、統合的リスク管理部門である管理・企画部において、リスク管理状況を把握し、統合的にリスクを管理しています。また、リスク管理担当役員の諮問機関として組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する諸課題に対して様々な提言を行っています。



■ 資産運用リスク

資産運用に関するリスク管理は、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理事項は「資産運用リスク管理規則」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値及び収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク（VaR）を計測するとともに、含み損益、価格変化（感応度）等をモニタリングしています。VaRについては、バックテスト等を実施し、計測手法の妥当性を検証しています。また、保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等に基づきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動するような状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しています。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、ストレス発生時の影響を確認しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

■ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役員・社員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等を定めた規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏えい等の防止、情報システムの安全対策として「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」等の情報セキュリティ規則集を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク（人材の流出・喪失等により損失を被るリスク）」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しては、家計地震保険が「地震保険に関する法律」に基づく制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

■ 社外の監査及び検査

当社は、保険業法に基づく金融庁による検査及び「地震保険に関する法律」に基づく財務省による検査の対象となっています。また、会社法に基づくPwC Japan有限責任監査法人による会計監査を受けています。

■ 社内の監査

監査役による監査と、他部門から独立した組織の監査室による内部監査を実施しています。また、監査役と監査室が密に連携し、監査の実効性の確保に努めています。

内部監査は「会社における諸制度及び諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これに基づき必要な助言、提言を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施しています。

監査室は、取締役会で決定した事業年度の「内部監査計画」に基づき、全部門対象に内部統制状況等の定例監査及び重点項目の監査を実施し、内部監査結果を取締役会等に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●電話番号 03-4332-5241（全国共通）

（受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝日・年末年始を除く））

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）